

特集：ブラジルのビジネス環境

ブラジルへの企業進出にあたっての法律問題 ービジネス関係における若干の事例とともにー

二 宮 正 人

1. はじめに

本日はご多忙のところ、旧知の皆様を含むブラジル関係者にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、講演の機会を与えて下さった日本ブラジル中央協会並びにラテンアメリカ協会に対し、厚く御礼申し上げます。

私が日伯関係に関わり始めたのは、文部省国費外国人留学生として日本に留学させていただいた1972年以降のことでした。1974年の田中角栄総理訪伯、1976年の現職ブラジル大統領としてのエルネスト・ガイゼル將軍初訪日、1978年のブラジル日本移民70周年における皇太子ご夫妻の訪伯といった主なイベントを通じて、両国関係の黄金時代というものを目の当たりにしました。

特にガイゼル大統領訪日の露払いとして、シゲアキ・ウエキ鉱山動力大臣を始めとする閣僚、公社公団総裁、各省庁次官・局長級の訪日が相次ぎ、当時は青山第一マンションにあった小規模な在京ブラジル大使館では通訳の手配もままならなかったことから、日ポ両語に堪能な留学生が臨時の通訳として召集され、私もその一人として、さまざまな得難い経験をさせていただきました。

ご存じのとおり、ブラジルは国内貯蓄が少ないため、大規模なインフラプロジェクトを実施するためには、外国からの直接投資及び借入、国債の発行等に頼らざるを得ず、

1970年代に2度にわたる石油ショックの結果、莫大なオイル・マネーを手にしたアラブ諸国が日米欧の銀行にそれを預け、それらの銀行は当時10%台の経済成長を達成していたブラジルにその金を貸し付けたのでした。

ところが、1982年9月のトロントにおけるIMF総会において、メキシコがモラトリアム宣言を行ったため、中南米金融危機が始まり、ラテンアメリカ諸国に対する貸付が停止されてしまったのです。ブラジルをはじめとする諸国は借入期限が来ると、金利+スプレッドを上乗せした借り換え交渉を行い、毎日のように繰り延べを行っていたことから、金融の蛇口が閉められてしまうと、一斉にモラトリアムを行わざるを得なくなりました。

ブラジルはそれ以後10年以上を費やして、ニューヨークにおいては債権銀行団と、パリ・クラブにおいては債権国とタフで根気強いリスケ交渉を行った結果、1200億ドルの債務を30年払いに繰り延べることに成功し、1990年代前半に国際金融社会に復帰することができました。

1980年代の日本は、欧米諸国、中国を含む東南アジア諸国に対して投資を積極的に行いましたが、残念なことにブラジルを含む中南米諸国はその対象から外されていました。その時期のことをブラジルでは「失われた10年」と呼んでいます。ブラジルが1990年代半ばに国際金融社会に復帰した際、今度

は日本が所謂バブル経済の破綻のため経済情勢が悪化していました。1990年代のことは、日本でも「失われた10年」と呼ばれています。

従いまして、20世紀の最後の20年間は、日伯両国にとって「失われた20年」ということになりましたが、ブラジルは対外債務のリスクを成功させたかわら、30年以上にわたって国民を苦しめたインフレを1994年の所謂レアル計画と称する史上5番目のショック療法によって克服し、以来今日に至るまで、安定成長を達成するようになりました。特に過去8年にわたるルーラ政権のもとでの低インフレ、レアル高の為替の状態は皆様もご存じのとおりでございます。

日本の企業は、その時期に次々とブラジルから撤退し、「羹に懲りて膾を吹く」のことわざ通り、欧米諸国や中国をはじめとするアジア諸国に目を向けてしまいました。2003年に米国のゴールドマン・サックス証券会社のレポートに21世紀半ばの成長株として所謂BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）が謳われ、ようやく日本の関心がブラジルへも戻ってまいりました。

特に、世界の鉄鋼業界の再編成、トヨタ、ホンダを始めとする自動車産業及びその関連産業のブラジルでの生産開始、ブラジルを始めとするラテンアメリカ諸国の地上デジタルテレビの日本方式の採用等によって、過去5年間は1970年代の日伯経済黄金時代の再来のごとき様相を見せ始め、新たな日本企業の進出が相次ぐようになってきております。

2. ブラジルにおける現地法人設立について

日本企業はそのブラジル進出において、圧倒的多数が現地法人を設立する方式をとっていますが、なかには「支店」開設に固執する企業もあり、何度も相談いただきました。

これに対する回答は、「支店」を開設する

ことは不可能ではないが、その手続きは非常に煩雑で、時間がかかり、最終的には共和国大統領の許可が官報に掲載されることによって、はじめて設立の運びとなり、そのためには1年以上の時間がかかるということです。また、ひとたびブラジルに支店を開設した外国企業は法律の定めにより、本社における増資、役員交代、債務保証等の総会承認事項につき、その都度ブラジルの大統領（実際には主務大臣である商工・開発大臣）の事前許可を必要とします。

支店開設に熱心な日本企業は、多くの場合この回答で、支店設立をあきらめます。特に、これまでに私が相談にあずかった企業設立案件は、99.99%が急いでブラジルに拠点を作りたいと言うものでした。そうすると、現地法人を設立することが時間的な制約を克服するためには一番早いということになります。

ここで、その手順について説明しますと、まず簡単な目的の有限会社を設立することですが、2名の出資者が必要で、ブラジル居住者でなくてもよく、個人でも法人でもよろしいのです。ブラジルに何らかのつてがある企業ならば、この問題をクリアするのは簡単ですが、大抵の場合、私が弁護士として設立をお手伝いし、日本の本社が99.999%の出資を行い、私が1口出資者として名前をお貸しします。設立が完了し、日本から責任者となる駐在員が赴任した段階で、定款を改正してバトン・タッチを行い、私は退社することになります。

私が弁護士として、日本企業の代理人となる場合には、本社の代表権を持つ役員からの委任状が必要です。多くの場合、日本で作成される委任状は大変簡単な文面ですが、ブラジルのそれは非常に細かい権限が列記されていて、そこで本社の法務部に詳細な説明を求められることが多々あります。この委任

状は公証人の面前で作成されたという証明と、在京（名古屋または浜松）ブラジル総領事館で領事認証を受けたものをブラジルにEMS,DHL 等の至急便で送り、こちらで公認翻訳資格者に翻訳を行わせなければなりません。2 か国語で作成された委任状であれば、公認翻訳は必要ありませんが、公証人の認証については、それを必要とすることに変わりはありませんし、領事認証も必要です。

委任状が到着し、上記翻訳等のチェックを行ったのち、商業登記所において会社設立手続きを行います。提出した書類の審査に早くて2, 3 週間、場合によっては1 か月ほどかかります。設立認可を得たのち、連邦国税庁において会社の登録を申請しますが、この手続きにも2, 3 週間かかります。手続き終了後 CNPJ（全国法人登録番号）が付与されます。さらに、会社目的によっては、州または市役所における登録も必要となります。CNPJ がなければ、法人は銀行口座を開設することができない点にご留意ください。

銀行口座が開設されたのち、その口座に向けて日本から資本金の振り込みを行い、その金員は中央銀行において外資登録を行います。それを行わないと、撤収の際に、こちらにある資産を金員に替えてもそれを送金できません。

日本企業が、現地法人の責任者となる駐在員を赴任させるためには、本人にブラジルの永住許可を取らせることが必要です。ブラジル国籍、ブラジルに永住権を有する社員、またはブラジルにおいて誰か信頼できるパートナーがいれば、それは必要なくなりますが、たいていの場合はいけませんので、資本金20 万ドルを投資するごとに一人分の永住ビザ取得できる方法に頼らざるを得ません。

資本金の外資登録を行ったのちに、当該駐在員の永住ビザ取得にかかりますが、労働雇

用省に申請を行うため、2, 3 か月かかりますが、通常はその間に別のビザで訪伯され、仕事を始めます。永住ビザが交付されると、一旦帰国して、住所を有する場所に最寄りの総領事館でパスポートを提出して、当該ビザを受け取ります。永住権はご家族にも敷衍されますので、同様な手続きを行います。

駐在員が永住ビザで赴任されたら、直ちに外国人登録手続きを行って、ID カード（RNE）を取得します。これと並行してブラジル財務省自然人登録番号（CPF）の取得を行います。この両証明書が取得できないうちは、ブラジルにおいて銀行口座の開設は無論、マンション賃貸契約を始めとするあらゆる民事行為が行えないことにご留意ください。

3. 現地法人設立後に直面する問題点について

3.1. 労働裁判について

駐在員が赴任しても手となり、足となって働いてくれる優秀な人材を確保しなければなりません。ブラジルにおける企業の最低の稼働人数は、職種にもよりますが、秘書、運転手、メッセンジャーボーイです。人事管理が大変ですから、運転手は日本語の理解できるタクシー運転手と契約しておいて、電話一本で来させるという手もありますし、最近ではメッセンジャーボーイの代わりにバイク便をつかうこともできるようになり、もろもろの事情を勘案すると、かえって安上がりであるともいえます。

ブラジルで仕事をする場合、有能な秘書の存在が必須であると言っても過言ではありません。日本における秘書とは異なり、ブラジルではボスの分身となって働きます。駐在員の語学能力が足りない場合は、ポルトガル語と日本語、あるいは場合によっては英語もできる秘書が必要です。もちろん有能であればある程、それなりの給与を支払うことが肝要

です。サンパウロには、日系人の人材銀行がいくつかありますので、それらにあたってみることをお勧めします。

また、企業の職種にもよりますが、会計事務所も必要です。出張経費、交際費、人件費等の処理を事務所内で行うのは困難です。企業の規模が大きくなって、専任の会計士でも雇えば別ですが、普通はそれでは高くつきます。駐在員本人や秘書にやらせると、本来の仕事ができなくなりますので、日本語でアテンドしてくれる会計事務所と役務提供のための月極め契約を締結することをお勧めします。また、会計事務所の仕事として、労務管理も特に重要です。

その理由は、ブラジルでは3か月の試用期間を経て本雇いとなった従業員を何らかの理由でやめさせることは簡単ですが、1か月の予告期間及び法律が定めた公租公課を含む、あらゆる支払いを行わなければなりません。従業員は解雇されたのちであっても、自ら辞職した場合であっても、向こう2年間は企業に対して労働訴訟を提起することができ、辞めたときから5年間遡って権利を主張することができるのです。

日本と異なり、ブラジルの労働法は圧倒的に弱者、すなわち労働者に有利です。やめさせる際に従業員の心証を害して、その結果、訴えられないように細心の注意を払うことが肝要です。労働法に関しては、日本もブラジルも国際労働機関（ILO）加盟国であり、共通の条約も批准していますが、形は似通っていても、その内容において大いに異なることに注意しなければなりません。

例えば、休暇の取り方ですが、一年働くと原則的に20日の休暇を取る権利が生じることは両国について同じであるものの、日本では一年働いても10日しかもらえず、一年働くごとに2,3日ずつ増えていき、20日間の

休暇を取れるまでには6年半勤務する必要があります。また、有給休暇は2年取らずにいと失効します。ブラジルにおいては、一年働くと20日＋土日で、30日の休暇を取る権利が生じます。会社の都合で2年間休暇を取らせなかった場合は、100%増しで支払わなければなりません。休暇は労働者の権利であり、それを取らせることは会社の義務であることを忘れてはなりません。また、休暇を一日、二日単位で取ることは許されず、2週間単位で取らせなければなりません。なお、休暇の買い上げについては、10日までしか認められません。もちろん、古くからいる従業員などから、休暇の全部の買い取りを求められると信頼関係に基づいて、認めてやることもあります。その場合でも、将来訴えられたり、労働基準監督官の監査等に備えて、あらゆる書類を合法的に整備しておくことが必要です。また、日本にはない制度として、休暇に対しては給料を三分の一加算して支払うことが、1988年憲法で義務付けられています。日本的感覚では、休暇をとるのに、なぜ給与に加算して支払わなければならないのか、という質問をされることが多いのですが、普通の給与では休みをとった際に家族慰安ができないであろうから、そのために加算する、というのが立法理由です。

また、時間外勤務手当の支払いについても気をつける必要があります。日本における「サービス残業」などというものは、ブラジルでは物笑いの種です。ましてや「過労死」などという単語も存在しないと言ってよいでしょう。「モーレッツ社員」や「滅私奉公」といった考え方は、本家本元の日本でもなくなりつつあります。ましてや、文化の異なる人々にそれを要求することはできません。従業員を働かせようと思ったら、それなりの対価を支払わなければなりません。

多くの日本企業が、労務管理に失敗し、その結果として、労働裁判所に訴えられています。その場合でも、初期の段階で手を打とうと思えば和解することもできるのに、元従業員に裏切られたとして、判決に至るまで徹底的に争うことによって、支払う金額を大きくしてしまうことが多いのが実情です。

労働裁判の場合、原告の弁護士は事件を成功報酬で引き受けることが多く、時間がかかれば、かかるほど金額が雪だるま式に大きくなります。敗訴判決の支払い金額は、訴訟提起時にさかのぼって、インフレ、貨幣価値修正等のすべての要因が加算された上で、支払い命令が来ます。さらに、社会保険庁(INSS)、退職年限積立基金(FGTS)への支払い等も裁判所からそれぞれの機関宛職権による通告が発せられますので、それらを加算すると莫大な金額になります。

ブラジルには州レベルの普通裁判所と別途独立した連邦労働裁判所が三審制で存在し、毎年新たに150万件に上る訴訟が提起されています。約半数は第一審で和解が成立していますが、第2審においても解決できない事件が毎年3万件程度、ブラジリアの労働高等裁判所(第3審)に持ち込まれています。仮に第2審で解決し、または上訴をあきらめたとしても、訴訟提起時から数えて3、4年は経過し、支払う金額も相当なものになっていることが予想されます。

また、ブラジルの人口は約1億9千万人であると言われていますが、ブラジル弁護士会には、約60万人が登録されています。人口1億2千万人の日本が、ついこの間まで1万5千人の弁護士が登録され、これを3万人に増やそうとして努力しているのを見ると、これほどまでに違うものかと感心します。労働裁判専門の弁護士も多く、労働者本人が訴訟を起こすつもりはなくても、弁護士

にけしかけられて行う事例も多いと言うのが常識です。

日ごろの労務管理を怠らず、もし訴訟を提起されても、早い段階で和解するに越したことはありません。ブラジルでは、少々不利な和解であっても、良い結果をもたらす訴訟よりも最終的には有利だという諺があります。訴訟を抱えている企業がそれに対応するために費やすエネルギーを考慮するならば、けだし射を射ていると言えましょう。但し、いわれのない、不当な訴訟に対しては、断固として闘う姿勢もまた必要であることは、言うまでもありません。

また、ブラジルは米国と異なり、これまでセクハラ、パワハラに対して、比較的寛大でしたが、最近は厳しくなっており、それに対する慰謝料請求も行われることが通例となってきています。そして、米国ほどではありませんが、その金額がますます肥大化していることにも留意しなければなりません。日本では、まったく普通の態度をとっている社員がブラジルに赴任したとたんに尊大になる事例を数多く見てきております。日本では大目に見られる行為であっても、文化の異なるブラジル人(日系人を含む)従業員を見下したりする行為は許されません。パワハラに対する裁判所の判決は厳しく、妥協の余地はありません。従業員に対して大声で叱ったり、理由のない配置換えを行ったりすることもこの部類に属します。セクハラについては、論外です。

3.2. 法律に関する考え方について

日本もブラジルも同じローマ・ゲルマン法系に属しており、英米法とは異なりますが、所変われば何とかで、これほど法律に対する考え方も違うものかと驚かされることが多いのです。DAR UM JEITO という有名なポルト

ガル語があります。直訳すると「何とかする」と言う意味なのですが、読んで字のごとく、仮に法律や規則で一定のことが決まっていますが、行政官の裁量でその解釈を変えたりすることがあります。昔はその幅がもっと広がったようですが、ブラジルも最近はそのあたりが厳しくなってきました、「何とかならない」ことも多くなっているようですので、気を付けることが肝要です。

例えば、憲法について考えてみましょう。聖徳太子の17条憲法はさておいて、日本には1890年欽定明治憲法と敗戦の結果、米国に押しつけられた1946年憲法しかありません。従って、日本では「不磨の大典」という言葉が憲法にあてはめられるのです。憲法が施行されて65年近くなるのに、一行一句も変えることができません。解釈はもちろん変化してきていますが、文言そのものは施行された当時のままです。他方ブラジルは、ポルトガルから独立して帝政をしいた直後の1824年に欽定憲法が施行され、帝政時代を通して行われました。その後、1889年に共和制に移行すると、当然のことながら制憲議会が招集され、1891年に共和国憲法が制定されました。その後、政変があるごとに、新たな政治体制に適應するために、1934年、1946年、1967年、1988年というように、独立してから200年足らずの間に6回の改正、と言うよりは6回にわたって憲法を新たに制定しています。のみならず、1988年憲法制定から22年経過年経過していますが、すでに50回以上の補足法によって、改正が行われています。

このことからもお分かりのように、憲法といえども社会の変化に適應させていくのがブラジルの考え方であり、ましてや通常法律は、朝令暮改とまでは言わなくても、日本で考えるよりも、もっと早いスピードで改正さ

れるのです。

なお、行政府は「暫定措置」なる伝家の宝刀を持っており、立法府における法律の審議が間に合わない場合には、暫定措置による立法を行うことが多々あります。軍政時代には、暫定措置が出されてから、30日以内に立法府が審議を行って否決しない場合には、そのまま法律になってしまうこともありましたが、現在では反対に廃案となりますが、このような立法手段も日本では考えられないことです。

3.3. 知的所有権の保護について

知的所有権というと、国際条約に基づく法律があり、ブラジルでは1996年の工業所有権法が存在することから、多くの進出企業の方々は安心されていることと思います。本社において、知的財産を管理する部門があり、大手の弁理士事務所を使って、世界中にネットワークを有しているからです。知的財産は特許、商標、技術移転といったものに大きく分けられます。また、事例は異なりますが、著作権を保護する法律も整備されています。

但し、日本の企業とお付き合いしていると、意外に盲点が存在することに気づかれます。例えば、商標登録は属地主義であり、いくら日本や欧米諸国で登録が行われていても、周知商標という特別な場合は別として、ブラジルでもその登録が行われていなければ、保護はされないのです。また、仮に登録されていても、未使用のまま放っておくと、失効の申し立てが行われ、適法に対応しないと、失効宣言が行われ、せっかくの商標が無駄になってしまいます。そして、第三者がそれら商標を自分の名義にしたうえで、保護してやったのでその対価を支払え、ということを行ってることが多いのです。もちろん、裁判沙汰になれば、本家本元が誰であるかを

立証するのは容易ですが、ブラジルにおけるこの手の訴訟は、少なくとも 10 年にかかることを覚悟しなければなりません。その間、商標はブラジル市場では使用できず、いざできるようになっても、その価値がなくなってしまっていることも有りうるのです。

なお、キャラクター商品等もこの部類に属しますが、最近日本の商品の海賊版がコンテナ単位でブラジルの主要な港に到着し、現地法人や顧問弁護士に対して税関や警察から頻繁に呼び出しがまいります。これらにまじめに対応しておかないと、海賊版商品が競売にかけられ、正規の商品扱いになって市場に回ると言うことになります。また、商標の登録は、クラス別となっており、あらゆるクラスに対して行うことは、コストの点からいっても困難ですが、最低限必要なものは抑えておかないと、国内における業務に支障をきたす恐れがあります。過去において、ある企業の著名な商標が、自らの業種とは何の関係もないホテル宿泊業に登録され、莫大な金額で買い取れという申し出があったのに対し、同企業の活動には関係ないとして、断った事例がありました。

また、特許にしても、ロイヤルティを徴収できるのはある一定の期間のみであり、同一特許から未来永劫できるわけではありません。また、送金については、日本の特許庁に相当する、商工開発省傘下の国家工業所有権院（INPI）という政府機関の事前認定を必要とすることも忘れてはなりません。

そして、技術移転についても、多くの企業はそれを行ってしまってから、現地法人に支払いを求めることが多いのですが、それでは後の祭りです。事前に計画をたて、何名の人員を投入し、何日間滞在し、どの程度の技術移転を行うかを事前に上記 INPI の審査に付しておけば、旅費、滞在費、技術移転料と言っ

た、決して馬鹿にならない金員が合法的に送金できることに多くの企業が気づいていないことに驚かされることもあります。

結びに替えて

講演においてお話ししたことと、少々異なる原稿になってしまったことをお詫びするとともに、何かご質問等ありましたら、遠慮なく、お気軽のお寄せください。メールアドレスは、ninomiya@masatoninomiya.com.br です。

(にのみや・まさと サンパウロ大学法学部博士教授
・ブラジル国弁護士)

1 月 18 日開催の二宮先生講演会での質疑応答

○司会 ブラジルと日本の双方の事情を熟知されておる先生ならではの、ご講演だったと思います。まことにありがとうございました。

それではただいまから会場のほうから質問をお受けしたいと思います。どうぞ質問なさってください。

○小林利郎（日本ブラジル中央協会理事） 日本ブラジル中央協会の小林です。

二宮先生には、こういうお話を実はわれわれいつも聞きしたいと思っていたところで、大変ありがとうございます。企業の失敗の話はたくさん出てくるんですが、こういうのはなかなか聞けないんですね。

○二宮 私も守秘義務がありますから（笑）、企業の名前は言えないわけですが、まあそういったこともあったということでございます。

○小林 そこでお尋ねしたいのは、いろんな制度とか考え方が国際化・自由化してきた中で、ブラジルの税法と労働法は少しは国際的になったんでしょうか。われわれ外国企業で集まると、なんとかならないかという問題がいつも出るんですが、いまやグローバリゼーションの中で、そういう動きがあるんでしょうか。

○二宮 労働法については、全く望みがないと言っているんじゃないでしょうかね。つまり、いまの政府は労働党でしょう。間違っても、労働者の不利益になるようなことはできませんよね。ましてや、ことし選挙の年ですから。

ただ、労働党政権のもとでも、労働関係のフレキシビリゼーションというのはやろうとしたこともあるんですよ。日本は 5.1 % の失業率でみんな真っ青になっているわけですが、ブラジルは 8.1 % ですからね。ある組合系のシンクタンクなんてのは、「ブラジルの失業率は 20%」と言っていたこともあるわけです。政府は「10%」を超したことはないんですけども。

そういう世の中で、「労働法をきちんと守っていると、多くの人間が失業したりする。だから、労働時間を短縮しても、より多くの人間に雇用を与えるべきではないか」といった議論もあるし、「いよいよ会社が潰れかけているときには、給料を少し減らすということも考えていいん

じゃないか」なんて議論はありました。

前に進まないのは法律が労働者優遇措置をとっているからであって、労働者というのは権利のかたまりみたいで、もちろん義務だってあるわけですけども、権利・義務の関係が圧倒的に権利のほうが強いわけです。

したがって、勤務時間を減らして、たとえば8時間の勤務時間で100もらっているんだしたら、6時間の勤務時間にすれば、それに合わせて給料を減らすということは、一応判例では認められているんですけども、しかし、それをやった会社というのはあまり聞いたことがない。日系企業では少なくとも聞いたことがない。

やっぱりみんな恐ろしいわけです。それをやって、もし訴えられて、判例はあるものの、その判例を必ずしも他の裁判官が踏襲する義務はないわけですから、そんなことをやってやられるのが恐ろしい。そんなことだったらむしろ、払うべきものを払ってクビにしたほうがいいだろうということで、逆に失業者がどんどん増えてしまったなんてこともあるわけです。ですから労働法は、いまの政権のもとでは、労働者有利の法律が会社有利になるような改正のされ方は、まず私はないと思います。

税法について言うと、いろいろな国際的なスタンダードが導入されつつあることは事実ですけども、特に移転価格の問題なんてのがいま問題になっていますが、これだって常にお上に有利なように解釈しているわけですね。国際的なスタンダードを導入してというのは、連結決算とかそういったものについては確かにそうってはきているんですけども、ブラジル特有のいろいろな制度がありますね。たとえば国税と州税が全然系統の違う税金である。国税というのは所得税であり、関税であり、工業製品税でありというようなものであって、州税というのは、いわゆる消費税、商品流通税であって、これが州ごとにパーセンテージが違うわけです。

したがって、ある物を州から州に動かしたときに、2つか3つ州を越えていくと、そういう協定がある州もあるんですけども、法律を額面通りにとると、州を越すごとに、その州の税金を払わなければいけないなんていう恐ろしい話になって、サンパウロでつくった100する物がほかの所に持っていくと、悪くすると300ぐらいになっているとか、そんなことだってあり得るわけですね。それで、らせん状にそういうふうにして税金を課するのはやめようという動きがあることは確かなんですが、これはまだきちんとしたかたちでは実現していない。

そんなことを実際にやっていると不便だ。マナウスでつくった物をサンパウロに空輸してきて、10ぐらいの州をまたがるわけですから、そんなもの一々払っていたら大変だというのはあります。空輸ではそれはあまり問題にならないですが、トラックに積んで州境を越えるごと

にその州の税金を要求されたのではかなわないから、なんとかしなきゃいけないという動きはありますけれども、まだ実現に至っていないというような話で、なかなか難しいのではないかなということですね。

○**小林** 二宮先生に進出する企業に警告を発してもらいたいのが1つあって、労働統合法で、「同じ経済グループに属するものは労働者に連帯して責任を負う」。だから、どこかと合併事業をやると、相手のパートナーが労働債務を負った場合、たとえばそれが2%、3%のパーティシペーションであっても、それが履行の執行を受ける場合があるわけですね。これはあまり皆さん知らないんで、私は苦労したことがあるから、ぜひ日本の進出企業の方にはお話ししたい。

○**二宮** 企業が倒産した場合、最優先債務は労働債務なんですね。何がなんといったって、あったものは全部労働債務にまずあてる。労働債務を全部満足させたら、次に来るのは租税債務です。租税債務というのは、企業が倒産するぐらいなら膨大なものになっていることが多くて、それを満足できたら、次は一般債権者だということなんですね。だから、企業が倒産して、一般債権者がカネをもらえるということはあまりないわけです。

そんな中で、労働債務さえも払えないような企業というのは結構ありまして、いま小林さんがご指摘いただいたように、誰でもいいから、残っているものは全部追及しようという、これは判例でありまして、こんなことがあったんですよ。

さっき私は会社設立について名前を貸すというようなことを簡単に言いましたが、これも実は非常に危険でして、だから私は、会社設立してしまって、日本から駐在員が来たら、すぐその人にバトンタッチして、定款も改正して、全部退くことにしているわけです。これがもし残っていて、そういった問題が起こったときには、100万分の1かなんか持っていたって、私のところに来るわけです。

これは恐ろしいことでして、「いや、おれは会社の経営にも全然タッチしていない。私はただ名前を貸しただけだ。しかも1口。有限会社だから、100万分の1責任を持てばいいだろう」と言っても、全然通用しない。労働者優先の労働法の世の中で、これは全然通用しないんです。

私の知り合いにこういうことがありまして、最近はずさまじいですよ。裁判所の命令一下、預金を直ちに封鎖しちゃうんですね。その知り合いが私のところに来て、「確かにその企業に10年ぐらい前に名前を貸したことがあるんだけど、自分は何もしていない。何もしていないんだけど、裁判所命令で自分の口座が封鎖されてしまった」。直ちに、本当に瞬時にやっちゃうんです。48時間以内にその債務を払えばいいという通知が来るわけです。

その人はたまたま余裕があったんでしょう。金額も1万リアルぐらいのものであったけど、とにかくその口座にはその2〜3倍のカネが入っていたわけです。彼はとにかくそれを払うしかないといって払って、なんとか封鎖を逃れることができたんですが、仮にこれが払わなければ、彼の口座はとりあえず封鎖されて、これが閉鎖解除されるのに半年ぐらいかかるんですね。ブラックリストに名前が載って、その間、自分の名前ではビジネスも何もできなくなってしまう。これはなかなか大変です。

労働関係について言いましたけれども、普通債務の不払いでも、そういったことがありまして、これは実は私自身に起こったことなんですけれども、日本のある企業が広告代理店に指示して、自分のところのパンフレットを印刷させたんですね。広告代理店にカネも払った。しかし、その広告代理店は、印刷のできがよくないとかなんとか難癖つけて、印刷所にカネを払っていない。それでその印刷所は広告代理店を訴えた。広告代理店が訴えられて、共同被告として、その日本の会社も訴えられたんです。

その日本の会社が彼を問い詰めたわけですが、「いやいや、全部払いました」とか「一札も入れます」といって、私どもがつくって、「どここの債務者については、最終的に私どもがちゃんと責任持ちます」という一札ももらっているんだけど、その間にその広告代理店は倒産してドロンしちゃった。日系人ですけどね。

で、会社も駐在員が代わったりして、結局その債務支払い手続き訴訟は最終的には、当然のことですけども、銀行が勝って執行に入ったわけです。執行に入ったところが、広告代理店はもうない。その日本の企業はあるんだけど、その名義の会社は私が清算人となって、その会社を閉鎖して、その会社のアセットとかはほかの同グループの会社に移してたんですね。そうすると、同グループのほかの会社にはまでは話が来なくて、清算人である私のところに来たんです。

私は単なる清算人だと言ったんだけど、ある日、銀行から来ました。「あなたの口座は裁判所命令で封鎖します」。それをやられちゃかなわないから払いましたけど、もちろん日本の企業に話をして、ちゃんと後から払ってもらいましたけれども、あわや預金が封鎖されるという直前まで行っちゃったんです。

それでも結局取りっぱぐれて何ももらえなかったなんて話はいっぱいあるわけですから、そういうものに対する締めつけは非常に厳しくなっていることは事実です。

○司会 きょうは会場に日本ブラジル中央協会の重鎮の方も多いんですが、一方、ブラジルに進出されている、あるいはこれから進出されようとしている企業の方もいらっしゃると思います。そういう方からぜひご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会場からの質問（＊お名前聞き取れず）

労働法に絡んで、それを回避するために、人材派遣の会社も一部出てきて、派遣で社員を雇うという動きもあるという話を人づてに聞いたことがありますけれども、そのへんの動きを教えてくださいいただければと思います。

○小林 全くだめ。まずコストが高いですね。人材派遣会社は、労働者を企業に代わって雇って、自分が責任を取るもんですから、払うべきものは全部払う。さらにそれに自分の利益を上積みするじゃないですか。そうすると、派遣会社の職員が自分の企業に来て仕事しているわけですから、労務管理とかそういったものについては後腐れがないけれども、高くつく。これが一番大きな問題です。

2 番目の問題は、労働訴訟を起こすときには共同被告で、派遣を受け入れた会社もやられるわけです。だから、何の役にも立たないと言うと語弊がありますがそれでも、最終的な責任は一緒に取られるわけです。ましてやパワハラとかセクハラなんて、ブラジルも最近結構厳しくなっていて、慰謝料支払いなんてことになるわけですね。アメリカ並みの慰謝料支払いではないけれども、ブラジルの裁判所もずいぶん厳しくなっていますから、そのときは、派遣会社には関係ない。パワハラとかセクハラをやったのは派遣受け入れ先の上司なわけですから、こいつがガツンとやられて、払わなくてもいいカネを払わされるとか。

ですので、メリットとしては、確かに労務管理のコストがかからないだけいいやということかもしれませんが、それはきちんとした会計士なり社内弁護士なり雇って、そいつに休暇をちゃんと取らして、払うべきものは払ってというようなことをやっていけばいいわけであって、その分を人材派遣業を使うというメリットはそんなにないような気がしますね。

○（会場からの質問者） もう 1 点、よろしいでしょうか。最近、外資の流入を抑制するために、ブラジルに投資した場合、2 %の課税をされるという流れがあるかと思うんですけれども、資本金、いわゆる開設するための投資に対しては課税されるのでしょうか。

最近、その話は、私、日本に来て 2 カ月以上経つので、最近どうなっているのかわからないんですけど、それは実現したんですかね。確かにそんな話はありませんでした。外貨準備が多くなり過ぎてとても大変なんで課税するという話はありませんでしたが、それが実現したかどうか、フォローしていないものですから、ちょっとお答えできないんですけどね。

○小林 実現したんです。

○二宮 ああ、そうですか。ちょっと不勉強ですみません。

○小林 短期流入金に対して。

○**二宮** 短期流入に対してね。でも、会社の資本金とかそういうのじゃないはずですね。いわゆるホットマネーに対してはそうですけど、多分投資とか会社設立とかそういったものではないと思います。

○**細野昭雄**（ラテンアメリカ協会理事長） ラテンアメリカ協会の細野ですけれども、昔、チリの中央銀行が、外資が入ってくるとはいいことだけれども、短期的に来て、都合が悪いとすぐ帰っちゃうと非常に不安定化するので、為替レートも動いてしまう。だから、2%は課税するけれども、長期の場合は課税しないとか、そういうやり方で対応した。そうすると、短期のホットマネーは入ってこなくなって、長期の投資とか貸付は入ってきた。長期ですから、安定していて、リスクが少ない。そういうことをチリでやっていたんですが、多分そういうことに近いんじゃないでしょうか。

○**小林** ということだと思うんですね。ブラジルはそういうことを前にもやったことがありますが、最近はなかったんだけれども、外貨準備がずいぶん増えて、株式というか証券市場への投資とかそういったものだったと思うんですけれども、そういう話があったのは覚えています、それが実現したかどうか答えられないくて、すみません。

○**司会** お時間もそろそろ迫ってまいりました。最後にもう1問だけ質問をお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

○**堀坂浩太郎** ラテンアメリカ協会、中央協会の理事をやっています堀坂です。

日本航空の問題が大変な問題になっていますが、ブラジルの会社更生法あるいは法的整理というなかたちのものはどうなのでしょう。先ほどの話をずーっと考えていくと、法的整理はとてもできない国という印象を持つわけですが、一方ではバリグの問題とか、似たようなケースもあったかと思いますけれども、一体法的整理というのはいまブラジルではどういうかたちになっているのでしょうか。

○**二宮** 昔はコンコルダータというものがあまして、いまはちょっと形が違うんですけれども、読んで字のごとく、法的整理なんですね。債権者から倒産を申請される前に、自ら裁判所に名乗り出て、会社の会計、収入・支出、あらゆるものを全部明らかにして、管財人を任命してもらって、裁判所の監視のもとに会社を再建する。そのプロセスにおいて、もし裁判所がこれはだめだと判断すれば、直ちに倒産に切り替わるわけです。

いまおっしゃったバリグは、ゴールと一緒にすることによって、それを免れたわけですが、私が近くで見ていたのはバスプです。バスプというのは全くいい加減な会社でして、私も少々の被害を受けて顧問料を取り損ねましたけれども、あそこは従業員の労働債務さえも全部払え

なかった会社です。ましてや租税債務に至っては全然払わないで、結局裁判所が見切りをつけて倒産させてしまったんですね。

会社によっては、なんとかそれで立ち直る場合もあるし。ブラジルで多いのは、違法な法的整理というか、品物をありったけ買い込んでおいて、それで手を上げてしまうといったケースが結構多くて、裁判所はそういったものを見極めることにずいぶんエネルギーを使うというのがありますね。

私はその専門ではないので詳しいことは言えないんですが、倒産専門の弁護士事務所がありまして、こういった専門家に話を聞くと、もっともっと面白い話が聞けると思うんですけども、多くの場合は、法的整理の結果、会議の数がものすごく多くて、それに出ているだけで大変なんですけれども、結局債権者に泣いてもらうと言うとおかしいですが、繰り延べというか、債務の支払いをできるだけ会社にとって払いやすくしてもらう。何年間か据え置いて、しかも、会社の収入に応じて少しずつ払っていく。裁判所としてできるだけその会社を潰さないような方向でやるようにしていますけれども、さあどうなるのかというのはケース・バイ・ケースで違います。

JALの場合は日本でやるわけですが、ブラジルにもそれなりのアセットは置いてあると思いますけれども、それに匹敵するのはバスプだったですかね。バリグは引き取り手がなかったから、うまくいった。バスプの場合も、TAMとくっつけようとか、いろいろな試みがありました。軍政時代だったら、多分なんとかあったんだろうと思うし、バスプの社長もそういったことを期待していた面はあって、誰かが債務ごと全部買い取ってくれてというようなことを考えていたみたいです。

あれは実はコーロル政権の置き土産だという説もあって、バスプの社長というのはコーロルの手先というか、コーロルの意をうけて、ああいったことをやったにすぎなかったみたいな説もありましたけれども、結局時代が変わってしまって、とうとう政府の救済は当然期待できなくなったし、どこかとかくっつけてということもやらなかったし。

普通、会社のアセットを大体保全するものなんですけれども、バスプの場合で言うと、どこかの飛行場に行ってもバスプの飛行機の残骸が残ってしまっていて、もうあれは本当に朽ち果てたわけですよ。エンジンだけでも取り外してどこかへ売るとか、きちんとした管財人がいて、もっときちんとした方法をとってれば、少なくとも労働債務ぐらひは払えたのかなとは思いますが、売れるものも売れず、飛行機だけではなくて什器備品類も、ついこの間まで野ざらしになっていましたね。コモエス空港のバスプの建物もまだありますけれども、あれもどうなる

のか、よくわからないんですけれども。

非常に多くて、ケース・バイ・ケースで見えるしかないんですが、傾向としては、法的整理に持ち込まれたものについては、裁判所としてはできるだけその会社を再生させて、少なくとも労働債務とか租税債務ぐらひは払わせるようにしたいということですが、なかなかうまくいかないということですね。

○司会 2 時間にわたって開きました二宮先生のご講演、そして質問へのご返答、まことにありがとうございました。

また、本日、お忙しい中、会場に来ていただきました皆さまにも感謝を申し上げたいと思います。

それではこれで本日の講演会を終了させていただきます。

ありがとうございました（拍手）。

〔ラテンアメリカ参考図書案内〕

『アメリカス世界を生きるマヤ人 一向こう岸からのメキシコ史』

初谷 譲次 天理大学出版部 2009 年 12 月
288 頁 3,000 円＋税

メキシコ南東部ユカタン半島に住む低地マヤ人が、スペイン人による征服以降、過酷な状況下におかれ、マヤ人が白人支配下での差別と抑圧に対して繰り返した反乱を起こした。

第一次大戦時米国でチュウインガム消費が拡大し、その原料であるチクル栽培のため、カラサ政権はマヤ指導者の一人を取り込み、連邦直轄領として本格的に開発出来るようにした。これを外資と結託した国家に先住民指導者が取り込まれ、先住民は低賃金労働の搾取に喘ぐ敗者との見方に対し、それだけでは先住民の歴史的主体性が見過ごされとの観点から、ユカタン農村社会の変化を征服から 20 世紀初頭に至るまでを考察し、また公共施設の大壁画から今も伝えられている「反乱するマヤ」のイメージ、階級闘争探しとしてのマヤ史観をとらえるマルクス主義的歴史学や、マヤを一つの集団としてみるメキシコ文化人類学への批判を述べている。

これまでややもすると「敗者」と見なすことが多かったこの地の先住民を、支配者の強制する枠組みに拒絶し、受け入れざるを得なくても自らの文化を発展させてきたマヤ人と見て、その歴史的主体性を描こうとした労作である。

〔桜井 敏浩〕